

# 君津市奨学生募集要項(令和8年度用)

## ◎ 君津市の奨学金制度について

経済的な理由により修学が困難な学生を対象に、在学中、修学に必要な額の一部を無利息でお貸しする制度です。

なお奨学金は貸付金ですので、貸付けが終了した後、学生さんご本人に、全額をご返還いただきます(返還期間は最長で10年間)。

## ◎ 対象となる学校

**大学、短期大学、および専門学校**(専修学校の専門課程に限る)

※ 新入生だけでなく、2年次以降の方も申請できます。

## ◎ 申請の受付について

**令和8年4月1日(水)**から受付を開始します。

※ **予算額に達しますと、令和8年度の受付は終了します。**

## ◎ 貸付けと返還について

- 1 貸付金額 **月額 50,000円以内** で修学に必要な額
- 2 貸付方法 奨学生が指定した口座に毎月振り込みます。  
(最初の月のみ、翌月の振込時に2か月分を合わせて振り込みます)
- 3 貸付期間 貸付けが決定された月から卒業される月まで、貸付けを継続します。  
※ 留年または退学をしますと、その月をもって貸付けは終了します。
- 4 返還方法 貸付けが終了した月の翌月から起算して6か月後から、返還を開始していただきます。  
(月賦、または半年賦による返還とし、返還期間は最長で10年間とします)  
※ 返還の一例(月額 50,000円を4年間借り、10年間の月賦で返還する場合)  
貸付総額  $50,000円 \times 12か月 \times 4年間 = 2,400,000円$   
1か月の返還額  $2,400,000円 \div 10年 \div 12か月 = 20,000円$   
※ その他、一括返還や繰上返還もできます。

## ◎ 貸付けの資格要件について ※資格要件については、貸付期間中、毎年度調査を行います。

貸付けを受けるには、次の(1)～(6)のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 申請者の父母等が市内に住所を有していること。
- (2) 大学、短期大学、専門学校に在学している、または年度中の入学が決定していること。
- (3) 経済的理由により、修学が困難であること(収入上限額があります)。

※ 収入上限額の参考例:

申請者＝私立大学(年間授業料 1,000,000円)で自宅通学

世帯構成＝父(給与収入の会社員) 母(給与収入のパート) 兄弟 1人(自宅通学の公立高校生)

年間世帯収入(税込) 1,320万円 程度 以内

上限額については、年間授業料や公立・私立の別、家族構成などによって変わります。

- (4) 心身共に健康で、品行方正かつ修学意欲があり、学校長の推薦を得られること。
- (5) 他の機関・団体などから、類似する資金の貸付けを受けていないこと。  
(他で奨学金などの貸付けを受ける方は申請できません)
- (6) 申請者および父母等の世帯に市税の滞納がないこと。

◎ 申請の手続について

- 1 申請方法 **奨学金貸付けの開始を希望する月の20日（令和8年4月から貸付けを希望する方は、令和8年4月20日（月））までに、君津市役所6階の教育総務課窓口へ必要書類をお持ちください。**

- ※ 郵送での申請はできません。
- ※ 申請書類等の審査を行い、貸付けの可否を決定します（受付先着順ではありません）。  
奨学生として選考された学生の数が、募集人数に達しますと、受付を終了します。  
なお、申請者数が、募集人数を超えた場合には、貸付けの資格要件を全て満たしていても奨学生として選考されない場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 審査結果については、可否にかかわらず本人に通知いたします。  
(受付の締切後、2週間前後で郵送いたします)

2 申請に必要な書類

- (1) 君津市奨学金申請書(第1号様式)
- (2) 君津市奨学金推薦書(第2号様式)  
※記載は在学する大学等の学校長によりお願いします。ただし、入学から1月に満たない場合に限り、最新の卒業校の学校長によりお願いします。
- (3) 君津市奨学金誓約書(第3号様式)  
※上記(1)～(3)の用紙は、君津市役所6階の教育総務課の窓口で入手していただくか、君津市のホームページからダウンロードしたものを印刷してお使いください。
- (4) 世帯で収入のある方全員の所得証明書  
※君津市で所得証明書を取得する方は、窓口で君津市奨学金の申請に必要な旨を伝え、募集要項・申請書類を提示してください。手数料はかかりません。  
※窓口にお越しになる方以外の所得証明書を取得する場合は、同一世帯でも委任状が必要になります。
- (5) 在学証明書(学生証は不可とします)
- (6) 年間授業料がわかる書類の写し(学校説明のパンフレット等でも結構です)
- (7) 連帯保証人(2名)の印鑑登録証明書  
※貸付けには2名の連帯保証人が必要です。うち1名は父母等で、もう1名は成年で独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有する方であることが条件です。

【ご不明な点はお問い合わせください】

君津市役所 教育総務課 企画総務係  
〒299-1192 君津市久保 2-13-1  
Tel.0439-56-1456(直通)